

次期「消費者基本計画」に対する意見

※1枚につき1意見を記載してください。

1 氏名 (法人の場合は 法人名等)	特定非営利活動法人 消費者機構日本
2 職業	(差し支えなければ御記入ください。) 消費者団体
3 意見	<p>① 対象箇所</p> <p>資料名 : 消費者基本計画 (素案)</p> <p>項目名 : 第1章 はじめに 1. 消費者政策の更なる充実にむけて</p> <p>該当ページ・行 : 1ページ 上から22行目</p> <hr/> <p>② 意見</p> <p>制度の枠組みはできつつあるが、「消費者庁をはじめとした行政機関の執行体制の確立をはかることが重要である」ことを明記すべきです。</p> <p>(理由)</p> <p>「制度運用の担い手育成」では、抽象的にすぎます。制度運用の担い手の中心は、消費者庁をはじめとした行政機関であるのですから、そのことを明示し、執行力を高めることが大きな課題であることを明確にする必要があります。</p>

次期「消費者基本計画」に対する意見

※1枚につき1意見を記載してください。

1 氏名 (法人の場合は 法人名等)	特定非営利活動法人 消費者機構日本
2 職業	(差し支えなければ御記入ください。) 消費者団体
3 意見	<p>①対象箇所</p> <p>資料名 : 消費者基本計画 (素案)</p> <p>項目名 : 第1章 はじめに 1. 消費者政策の更なる充実にむけて</p> <p>該当ページ・行 : 2ページ 上から1行目</p> <hr/> <p>② 意見</p> <p>「高齢者や障害者などの社会的弱者を狙った悪質商法などによる～推進が必要となっている。」の後に、「特に、高齢者を中心とした特殊詐欺の被害は、2014年には過去最高の550億円にも達しており、警察庁との連携をいっそう強める。」等と表記することを提案します。</p> <p>(理由)</p> <p>特殊詐欺の被害は深刻さを増しており、警察庁を先頭に政府をあげて対応を強める意志を示す必要があると考えます。</p>

次期「消費者基本計画」に対する意見

※1枚につき1意見を記載してください。

1 氏名 (法人の場合は 法人名等)	特定非営利活動法人 消費者機構日本
2 職業	(差し支えなければ御記入ください。) 消費者団体
3 意見	<p>① 対象箇所</p> <p><u>資料名 : 消費者基本計画 (素案)</u></p> <p><u>項目名 : 第3章 消費者政策の基本的方針</u> <u>1. 消費者政策の前進により目指すべき姿</u></p> <p><u>該当ページ・行 : 7ページ 下から1行目</u></p> <hr/> <p>② 意見</p> <p>「勧誘を受けるかどうか」についても、消費者が自主的かつ合理的に選択できる旨の記述を維持すべきです。</p> <p>(理由)</p> <p>不意打ちの勧誘にあった場合、勧誘を受ける商品・役務の内容や価格水準などについて、消費者は予備知識を備えていないことが通例であるため、客観的・合理的に選択することが困難となります。</p> <p>「消費者の自己決定権の下で消費者が自主的かつ合理的に選択でき」るためには、勧誘を受けるかどうかは消費者が選択できることが必要と考えます。</p>

次期「消費者基本計画」に対する意見

※1枚につき1意見を記載してください。

1 氏名 (法人の場合は 法人名等)	特定非営利活動法人 消費者機構日本
2 職業	(差し支えなければ御記入ください。) 消費者団体
3 意見	<p>① 対象箇所</p> <p><u>資料名 : 消費者基本計画 (素案)</u></p> <p><u>項目名 : 第4章 5年間で取り組むべき施策の内容</u> 1. <u>消費者の安全の確保</u> (2) <u>消費者事故等の情報収集及び発生・拡大防止</u></p> <p><u>該当ページ・行 : 13ページ 下から15行目</u></p> <p><u>※工程表 (素案) では、7ページ</u></p> <p>② 意見</p> <p>製造物責任法については、「裁判例等の情報をわかりやすく取りまとめ、公表する」ととどまらず、裁判例等の分析を通じた法改正の課題について検討する旨、記述されるよう求めます。</p> <p>(理由)</p> <p>PL法が制定されて20年が経過しています。この間の製品被害の変化(老朽品によって生ずる製造物被害、発展する科学技術により開発される製品がある中で、開発危険の抗弁規定が被害救済の障害になっていること等)をふまえ、公正迅速な被害救済を可能とする観点から、法改正の課題について検討を行うべきと考えます。</p>

次期「消費者基本計画」に対する意見

※1枚につき1意見を記載してください。

1 氏名 (法人の場合は 法人名等)	特定非営利活動法人 消費者機構日本
2 職業	(差し支えなければ御記入ください。) 消費者団体
3 意見	<p>① 対象箇所</p> <p>資料名 : 消費者基本計画 (素案)</p> <p>項目名 : 第4章 5年間で取り組むべき施策の内容 2. 表示の充実と信頼の確保 (2) 商品・サービスに応じた表示の普及・改善</p> <p>該当ページ・行 : 16ページ 下から6行目</p> <p>※工程表(素案)では、23ページ</p> <p>② 意見</p> <p>美容医療等「自由診療」の広告等については、医療広告ガイドライン等の継続的な周知はもちろん、違反事例に対しては機動的に都道府県が行政指導を行うように必要な措置を講ずるべきです。</p> <p>(理由)</p> <p>美容医療をはじめとした「自由診療」についての消費者相談が増える中、一昨年秋に医療広告ガイドラインが見直され、バナーにリンクしたホームページも一定の要件のもと広告とされ、医療法による広告規制の対象となりました。</p> <p>しかし、都道府県の執行体制が十分ではなく、医療広告ガイドラインに反すると考えられる広告が横行しています。都道府県が行政指導を適切に行えるよう、国としても財政面での措置や情報面での支援等を行う必要があると考えます。</p>

次期「消費者基本計画」に対する意見

※1枚につき1意見を記載してください。

1 氏名 (法人の場合は 法人名等)	特定非営利活動法人 消費者機構日本
2 職業	(差し支えなければ御記入ください。) 消費者団体
3 意見	<p>① 対象箇所</p> <p>資料名 : 消費者基本計画 (素案)</p> <hr/> <p>項目名 : 第4章 5年間で取り組むべき施策の内容 1. 表示の充実と信頼の確保 (3) 食品表示による適正な情報提供及び <u>関係法令の厳正な運用</u></p> <p>該当ページ・行 : 17ページ 上から19行目</p> <hr/> <p>※工程表 (素案) では、27ページ</p> <p>② 意見</p> <p>食品表示法の差止請求権を円滑に行使するために、公的検査機関による適格消費者団体への支援等を課題としてください。 (理由)</p> <p>食品表示法に適格消費者団体の差止請求権が位置付けられていますが、差止請求を行うにあたって、検査機関等との連携が必要と考えられます。公的検査機関による支援など、差止請求権行使のための条件整備が必要です。</p>

次期「消費者基本計画」に対する意見

※1枚につき1意見を記載してください。

1 氏名 (法人の場合は 法人名等)	特定非営利活動法人 消費者機構日本
2 職業	(差し支えなければ御記入ください。) 消費者団体
3 意見	<p>① 対象箇所</p> <p>資料名 : 消費者基本計画 (素案)</p> <hr/> <p>項目名 : 第4章 5年間で取り組むべき施策の内容 4. 消費者が主役となって選択・行動できる社会の形成 (1) 消費者教育の推進</p> <p>該当ページ・行 : 22ページ 下から9行目</p> <hr/> <p>※工程表(素案)では、55ページ</p> <p>② 意見</p> <p>成人以降の消費者教育の充実の一環として、企業における従業員教育において、消費者教育が位置付けられるよう、施策を検討ください。</p> <p>(理由)</p> <p>学生の時の教育では、実際に本人が契約をすることがない(少ない)ため、実感をとまいません。地方自治体や消費者団体で行う成人向けセミナーへの参加は、高齢者が多いのが特徴であり、若い世代の参加者がなかなか集まりません。</p> <p>企業内において、消費者教育が促進されるよう、行政による呼びかけやバックアップが必要と考えます。</p>

次期「消費者基本計画」に対する意見

※1枚につき1意見を記載してください。

1 氏名 (法人の場合は 法人名等)	特定非営利活動法人 消費者機構日本
2 職業	(差し支えなければ御記入ください。) 消費者団体
3 意見	<p>① 対象箇所</p> <p>資料名 : 消費者基本計画 (素案)</p> <hr/> <p>項目名 : 第4章 5年間で取り組むべき施策の内容 5. 消費者の被害救済、利益保護の枠組みの整理</p> <p>該当ページ・行 : 26ページ 下から17行目～6行目</p> <hr/> <p>※工程表 (素案) では、74～75ページ</p> <p>② 意見</p> <p>「相談や紛争処理を行っている組織・団体の活用促進も重要」との記述に加え、相談や紛争処理を行っている消費者団体への財政面での支援の検討が必要です。</p> <p>(理由)</p> <p>相談や紛争処理といった活動をしている消費者団体は、それらの活動の経費を会費・寄附金等で賄っており、活動の維持・発展に苦勞しています。</p> <p>相談や紛争解決といった活動は、非常に公益性が高く、消費者団体が行う場合は消費生活相談員経験者等の専門家が関与しており、あっせんも積極的に行われているケースが多いと認識しております。</p> <p>また、それぞれの消費者団体は、これらの相談等で得た情報から実情に応じた政策提言も行っています。</p> <p>これらの活動の維持・発展のために、財政面での支援を検討してください。</p>

次期「消費者基本計画」に対する意見

※1枚につき1意見を記載してください。

1 氏名 (法人の場合は 法人名等)	特定非営利活動法人 消費者機構日本
2 職業	(差し支えなければ御記入ください。) 消費者団体
3 意見	<p>③ 対象箇所</p> <p>資料名 : 消費者基本計画 (素案)</p> <p>項目名 : 第4章 5年間で取り組むべき施策の内容 5. 消費者の被害救済、利益保護の枠組みの整理</p> <p>該当ページ・行 : 26ページ 下から17行目～6行目</p> <p>※工程表 (素案) では、74～75ページ</p> <hr/> <p>④ 意見</p> <p>消費者の財産被害の回復に資する行政手法の研究を引き続き すすめてください。</p> <p>(理由)</p> <p>平成25年(2013年)に消費者庁でとりまとめられた「消費者の 財産被害に係る行政手法研究会」報告書では、「行政が直接消費者 の被害救済を図るための手法・制度」「(行政が) 事業者の財産保 全するための方法」等について、制度概要を提示し、検討課題を 整理しています。</p> <p>景表法の課徴金制度については、2014年11月に成立した改正景 品表示法の法改正により、不当な表示をおこなった事業者に対す る課徴金制度が導入されることになりましたが、多岐にわたる消 費者被害の救済をすすめるのためには、さらに行政手法の検討 が必用であり、消費者被害救済のための行政手法の導入について、 「消費者の財産被害に係る行政手法研究会」報告書をベースに制 度の在り方について検討をすすめていく旨を記述してください。</p>